Press Release
記者発表資料

きらっと☆とよかわっ！
愛知県 豊川市

令和６年５月27日

豊川市政記者クラブ加盟社　各位

「豊川市遺児の育成をはかる手当」のうち「入学祝金」の支給誤りについて

「豊川市遺児の育成をはかる手当」については、遺児の福祉の増進を図ることを目的に、当該手当条例に基づき市独自に支給しているものとなり、月単位で２か月に１回支給する「育成手当（遺児１人につき月額２，１００円）」と、小学校、中学校等に入学する遺児に対し毎年度４月に支給する「入学祝金（入学する遺児１人につき３，０００円）」の２種類があります。いずれも所得等による支給制限がありますが、令和３年度から令和６年度までの「入学祝金」について、下記のとおり、本来支給停止となる支給制限対象者へ支給していました。

この誤りにより、対象となった市民の皆様に多大なるご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

記

１　原因

令和３年１月から当該支給事務を支援する電算システムが変更された際に、対象者を抽出する要件として所得等の支給制限が設定されていないことに気が付かず、システムから抽出された誤ったリストにより、当初の令和３年４月に入学祝金を支給し、以後令和６年４月までの合計４回、同様に支給を続けていたものです。

２　発覚及び現在までの経緯

令和６年５月１３日（月）に、豊川市遺児の育成をはかる手当の育成手当が所得制限により支給停止となっている方から、令和６年４月３０日（火）に入学祝金の支給がされた旨の連絡があったことで発覚したもので、その後、記録のある過去分を調査し、システム変更があった折から誤支給となったことが把握されました。

３　誤支給の支給者数及び影響額

支給者数９２名（遺児数１０４名）　金額３１２，０００円

４　今後の対応

誤って支給した世帯に対し、お詫びの文書を送付するとともに、入学祝金の返還を依頼していきます。

５　再発防止策

次回（令和７年４月）の支給までにシステムの改修を進め、当該改修時を含め、システムの変更等があった際には、テストや当初支払いの段階で対象者名簿を確認することを職員に徹底し、二度と本事案のようなことが起きないよう適正な事務処理に万全を期すとともに、信頼の回復に努めていきます。

豊川市役所 子ども健康部子育て支援課　橋爪
TEL:0533-89-2133 Eメール：kosodateshien@city.toyokawa.lg.jp

TOYOKAWA